

発議第13号

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の設置について

地方自治法第109条及び遊佐町議会委員会条例第5条第1項の規定により、別紙のとおり特別委員会の設置を決議されるよう、遊佐町議会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月7日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

提出者 遊佐町議會議員

高橋昌治

賛成者 遊佐町議會議員

赤堀英一

同

菅原和章

同

松永裕美

同

佐藤光作

(別 紙)

## 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会設置に関する決議

下記要綱のとおり、遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会を設置するものとする。

### 記

#### 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 遊佐町議会に、遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について必要な調査等を行う。

- (1) 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に対する町民の意向や国、県及び参入希望事業者等の動向を適時に把握すること
- (2) 前号の情報を町民へ提供するとともに議会としての意思を明らかにするため、遊佐町沖洋上風力発電事業計画の効果や課題を整理すること

(組 織)

第3条 委員会は、議長を除く議員11名で組織し、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和5年6月30日までとする。

(役 員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

(招 集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

令和3年12月7日

遊 佐 町 議 会